

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与条例附則第5項の規定による給料月額に関する規則）

---

○南空知公衆衛生組合職員の給与条例附則第5項の規定による給料月額に関する規則

〔令和5年3月27日〕  
規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第4号。以下「給与条例」という。）附則第5項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員に対する通知）

第2条 任命権者は、給与条例附則第5項又は第6項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、組合長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第5項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第6項の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。